

令和3年2月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年2月12日(金) 午前 9時30分から 10時05分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	萬里
農業委員会会長職務代理者	12番	勝又	匠
委員	2番	小林	由朋
	3番	町田	玉江
	4番	荻田	丈仁
	8番	笹古	時男
	9番	池野	保
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	13番	佐藤	正職
	14番	藤田	博史
	15番	鈴木	恵一
	19番	伊藤	博

4. 欠席委員

1番	望月	稔
5番	時田	修治
6番	佐野	孝則
16番	安藤	公男
18番	涌田	充尚

5. 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	勝又	猛
統括主幹	栗田	宗明
主幹	野村	昌寛
主査	太田	久
上席主事	山本	英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め2番小林 由朋君、3番町田 玉江君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。  
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第5号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計4件を順に議題に供します。  
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第5号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。  
伝法地区4番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ伝法地区4番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は県道富士鷹岡停車場線と東名高速道路が交差するところから西に約200mくらいのところにあります。譲渡人が高齢のため耕作できずに荒れてしまったことから、農協が譲受人との売買を仲介したとのこと。申請地の宅地もあわせて売買するため、道路への出入りには問題ありません。譲受人はこの周辺で大型機械を使ってキャベツなどを生産する農家であり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
伝法地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、浮島地区5番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ浮島地区5番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>場所は市立東小学校から西に500mくらいのところと、南西に600mくらいのところにあります。周辺はほとんど水田で、申請地も水田として管理されております。譲受人は県外在住のため自身で耕作管理することが困難であり、中間管理事業を通じた貸し出しを行っていました。譲受人は申請地の西に流れている江尾江川で行われる県の事業のため土地が収用されることになったため、その代替地として取得したいとのことです。譲受人はお茶やハウストマトなど手広くやっている方で何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願ひます。</p>
事務局	<p>本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>浮島地区5番についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質疑ございませんので、裁決に移ります。</p>
	<p>浮島地区5番についてご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
	<p>以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案6ページの議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。</p>
	<p>大淵地区3番について、事務局から説明願ひます。</p>
事務局	<p>(事務局議案6ページ大淵地区3番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>場所は大淵まちづくりセンターから西に300mほどのところにあります。現地を確認したところ、農地としての利用はされていませんでした。譲受人は水道工事業を営んでおり、その資材置場とし利用したいとのことです。周辺は住宅が多く、農地に還元して利用するということは難しいと思われる場所です。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願ひます。</p>
事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>大淵地区3番についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質疑ございませんので、裁決に移ります。</p>
	<p>大淵地区3番についてご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に北部地区4番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ北部地区4番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は神戸小学校から主要地方道富士裾野線を北に500mくらい行ったところの少し西側にあります。譲渡人と譲受人は親子で、申請地の南側が譲受人の自宅となります。家族が増えたため増築したいとのこと。現地を確認したところ、山林まではなっていないが、耕作地として利用しているという状況でもありませんでした。周辺農地への影響もなさそうなので問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	北部地区4番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区4番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第7号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 松野地区3番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ松野地区3番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は主要地方道富士川身延線と主要地方道富士富士宮由比線が交差する蓬莱橋の信号から西に100mくらいのところにあります。申請地は昭和52年3月に主要地方道富士川身延線の代替地として住宅を建築したとのこと。申請者は現在静岡市に在住していますが、週末にはこちらに来て管理しているとのこと。住宅も庭もきちんと管理されていました。申請に至った理由としては、それなりの年齢のため、相続に備えて財産を整理したところ、申請地の地目が畑のままであることが判明したからとのこと。調整区域に編入される以前から宅地であったことが判明しており、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長

松野地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
松野地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。  
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長

次に議案8ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案8ページをご覧ください。  
報第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。  
今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を  
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年2月12日

農業委員会会長

同委員

同委員